

[都市計画の案の概要縦覧及び公聴会の開催]

広域都市計画マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に関する案の概要の縦覧及び公聴会を開催します。

【案の概要の縦覧】

種 類	①南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ②勝浦都市計画区域区域区分の変更 ③勝浦都市再開発の方針
縦覧場所	勝浦市都市建設課(①～③) 千葉県都市計画課(①、②) 千葉県市街地整備課(③のみ)
縦覧期間	令和 7 年 12 月 12 日(金)～12 月 26 日(金) ※土、日曜日を除く
縦覧時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【公聴会の開催】

開催日時 令和 8 年 1 月 31 日(土) 午前 10 時 ～ 午前 12 時
※公述申出がない場合は中止

開催場所 勝浦市役所 4階 401会議室

公述の資格 勝浦市内に住所がある方(法人を含む)、利害関係がある方

公述の申出方法 本都市計画案の概要について公述を希望する方は、公述申出書に 住所、氏名などを記載して、述べようとする意見の要旨を添えて 千葉県知事あてで、勝浦市都市建設課(〒299-5292 勝浦市新官1343番地の1)へ 郵送または持参してください。

※公述申出書様式は勝浦市都市建設課窓口にあります。

公述申出書の提出期間 令和 7 年 12 月 12 日(金)～12 月 26 日(金)

※郵送の場合は 26 日(金)消印有効

公述人の選定 希望者が多い場合は、抽選(結果は本人に通知します)

【公聴会の傍聴】

公聴会の傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください。ただし先着順の入場 となりますので、満員の場合は、入場をお断りすることがあります。

【問い合わせ先】

勝浦市都市建設課 0470-73-6627

千葉県都市計画課 043-223-3375

千葉県市街地整備課 043-223-3541